

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：塩基性酸化マンガン及び溶接ヒュームに係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：労働基準局安全衛生部

評価実施時期：令和2年2月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

（現状をベースラインとする理由も明記）

塩基性酸化マンガンは、製造業で幅広く行われている溶接から発生する溶接ヒュームや、マンガン合金製造等において発生する溶解フェロマンガン・ヒュームに含まれている。塩基性酸化マンガンを含む溶接ヒューム及び溶解フェロマンガン・ヒュームへのばく露による神経機能障害が多数報告され、その多くには、ばく露量－作用関係が認められた。このため、米国産業衛生専門家会議（ACGIH）や欧州委員会科学委員会（EC）などにおいては、塩基性酸化マンガンを含むマンガン及びその化合物に対し、ばく露限界値が勧告されている。また、溶接ヒュームによる有害性については、前述のマンガンによる神経障害のほか、国際がん研究機構（IARC）において、人に対して発がん性がある物質であることが勧告されている。

平成28年度から塩基性酸化マンガン及び溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業場における当該物質による労働者のばく露実態調査等を行い、労働者の健康障害防止措置に係る検討を行った。その結果、塩基性酸化マンガン及び溶接ヒュームについては、ばく露リスクが高いことが確認され、相当数の労働者が当該物質にばく露する危険にさらされている実態が明らかとなった。

このため、労働者の塩基性酸化マンガン及び溶接ヒュームのばく露防止等の健康障害防止対策を充実する必要があることから、当該物質を労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）別表第3第2号に掲げる特定化学物質（第2類物質）に位置付ける等の改正を行う。これにより、事業者に新たに作業主任者の選任、特殊健康診断の実施等を義務付ける。

- ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

本規制は、労働者の神経機能障害や職業がん等の健康障害の防止を目的とするものである。代替案(国の通達による行政指導)では、事業者には法的な義務を伴わないことから、企業に必要な対策が十分に実施されず、そのため、労働者の職業がん等の発症防止等について効果が限定される。

したがって、全ての事業場において、塩基性酸化マンガン及び溶接ヒュームによる労働者の健康障害防止措置を履行させるため、通達による指導(代替案)でなく、罰則を伴った法的拘束力を持つ本規制案を採用すべきである。

## 2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

本規制により、事業者等に新たな措置を義務付けることに伴い発生する主要な費用は、以下のとおりである。

- ・作業主任者の選任(技能講習の受講料:数千円~)
- ・作業環境測定の実施(年間数万円~)
- ・特殊健康診断の実施(一人当たり年間数千円~)

国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。

※ 現行規制において、ベンゼン等他の有害物に対しても既に労働者の健康障害防止を図っており、本規制も同様の枠組みのものであることから、行政の費用が増加することはない。

- ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

### 3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

**【労働者への便益】**

塩基性酸化マンガン及び溶接ヒュームのばく露の防止等により、労働者の神経機能障害や職業がん等の発症による健康障害を防止することができる。

**【事業者への便益】**

健康障害防止措置を実施することにより、労災の補償リスクを低減することができる。また、労働者災害補償保険法による保険給付の総量が抑えられることにより、事業者全体にとって、保険料負担の軽減につながるものである。

**【国民全体への便益】**

労働者の健康確保と事業者の経営の安定化が図られる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

効果（便益）について、具体的な額として金銭価値化することは困難。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

特になし。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本規制の便益は、労働者の神経機能障害や職業がん等の健康障害の防止に資することである。費用については、ベンゼン等他の有害物に対しても既に労働者の健康障害防止を図っており、今回の規制も同様の枠組みのものであることから、行政の費用が増加することはなく、また事業者については遵守費用は増加するものの、労災の補償リスクの低減等の便益を得ることができることから、ばく露防止対策等の義務付けは適当と判断する。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本規制の便益は、労働者の神経機能障害や職業がん等の健康障害の防止に資することである。費用については、ベンゼン等他の有害物に対しても既に労働者の健康障害防止を図っており、今回の規制も同様の枠組みのものであることから、行政の費用が増加することはなく、また事業者については遵守費用は増加するものの、労災の補償リスクの低減等の便益を得ることができることから、ばく露防止対策等の義務付けは適当と判断する。

代替案（国の通達による行政指導）では、対策を取る事業者については本規制同様、遵守費用が発生するにもかかわらず、事業者に法的な義務を伴わないことから、企業で必要な対策が十分に実施されず、そのため、労働者の職業がん等の発症防止等について効果が限定される。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

本規制を検討する段階で、本事前評価を活用し、本規制が妥当であると判断した。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

国際機関等における発がん性等の評価の見直し、塩基性酸化マンガン及び溶接ヒュームによる労働災害の多発等の場合に見直しを行う。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必

要となるものもあることに留意が必要

指標としては、以下のものを利用する。

- ・ 国際機関等における発がん性等の評価結果の変更
- ・ 塩基性酸化マンガン及び溶接ヒュームによる労働災害の発生状況